

法人協会ニュース

■鳥インフルエンザの発生に注意!

米国での牛のBSE、コイ・ヘルペスに続いて、鳥インフルエンザがわが国で79年ぶりに発生しました。人への直接の感染はないものの、卵の偽装表示問題があった直後だけに、消費者の卵や鶏肉離れが心配されます。養鶏関係者はもちろんのこと、畜産関係者におかれては、衛生・安全対策に万全を期すとともに、従業員の健康管理に十分注意するようお願いいたします。

■「新・農業人フェア」2/21(土)に開催

当協会では全国農業会議所との共催により、「農業法人合同会社説明会(新・農業人フェア'04 in 東京)」を2月21日(土)(11時~16時)、東京・新宿・NSビルで開催します。申込みは、出展管理費として3万円を振り込むとともに、一斉FAXにて送付した申込み用紙にて1月23日(金)までお願いいたします。詳細に関するお問い合わせは、全国農業会議所・新規就農相談センター(榊原)までお願いいたします。(電話:03-5251-3908)

■全国農業経営者研究大会2/3~4開催

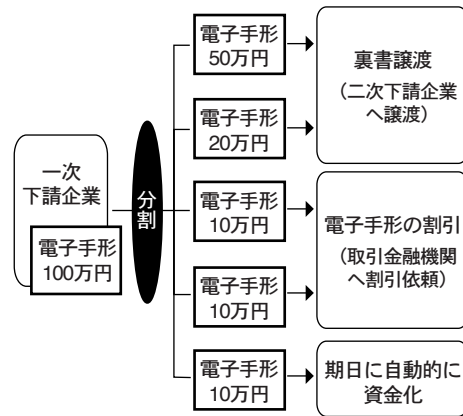
全国農業経営者協会は、2月3~4日、東京・両国の第一ホテル両国ほかで、第33回全国経営者研究大会を開きます。大会では、異業種交流、米経営戦略、都市・農村交流、環境・バイオマス、都市農業経営の5つの分科会に分かれて討議を行うとともに、キリンビール(株)アグリバイオカンパニーの松島義幸社長の講演、「食料・農業・農村基本計画の策定と経営戦略」をテーマにしたパネルディスカッションなどが行われます。詳しくは、同協会のホームページ <http://www.nca.or.jp/kyoukai/> をご覧下さい。参加申し込みは都道府県農業会議、県農業経営者組織で受け付けています。農業法人の皆さまもぜひご参加下さい。

「AgriBusiness 経営塾」181号

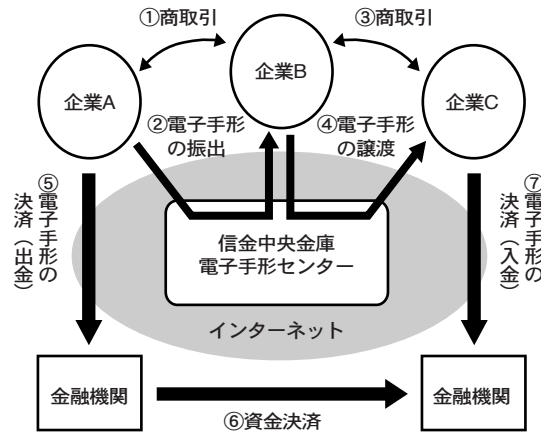
2004年1月15日発行

発行：社団法人 日本農業法人協会
 東京都港区虎ノ門1-25-5
 虎ノ門34MTビル
 〒105-0001
 Tel: 03-5156-0365
 Fax: 03-5156-0366
 E-mail: hojin@nca.or.jp
 HP: <http://www.hojin.or.jp/>

電子手形分割の例



電子手形システムのイメージ図



信金中央金庫では、中小企業への手形レスのメリット提供および電子商取引支援を目的として、手形要件をインターネットで送受信することで企業間資金決済を行なう「電子手形サービス」を考案しました。農業法人の皆様方にとりましても、コスト削減や業務の効率化に繋がりに各種取引での活用が期待されます。

経営塾

AgriBusiness

ness

電子手形サービスについて

信金中央金庫
 総合企画部 調査役
 小川 誠人

●電子手形サービスとは

電子手形サービスとは、企業間取引の決済を行なうにあたり、支払企業が受取企業に対して先日付の支払を約束するもので、受取企業は、他の企業に譲渡したり、金融機関に割引依頼することによって早期資金化を図ることができます。

さらに、電子手形を複数に分割することも可能です。例えば、一枚の電子手形をそれぞれ金額の異なる五枚の電子手形に分割し、譲渡や割引等、多様な商取引の決済に対して柔軟に対応することができます。このように、電子手形サービスは、手形のある決済機能や企業間信用機能等を電子的に実現する新しいタイプの電子決済サービスです。

●特徴

①手形レスの実現

利用企業は、パソコンとインターネット接続環境があれば、自社に居ながら支払の予約から決済に至るまでの一連の電子手形サービスの取引をパソコンにより操作することができ、現金や現物手形の取扱いが不要になります。これまで手形レスのメリットは、手形を大量に振出す大企業を中心に提供されてきましたが、電子手形サービスは、中小企業においても、手形の発行・受取事務の効率化や印紙代の削減、期日や現物管理が不要で盗難リスクもなくなる等の手形レスのメリットを享受できます。また、振出金額にかかわらず一律の手数料(二百円)【注1】で取引可能です。

(注) 受取企業には、別途、手数料(二百円)が課金されます。

②安全性・信頼性の向上

(1) 決済不能時のペナルティ
 支払期日に資金不足等により決済できなかった場合、支払側にペナルティ(電子手形サービスの利用停止、利用金融機関への通知等)を課すこと

としており、電子手形取引の規律が維持されます。これにより、電子商取引市場でネットワークとなっていた資金決済の確実性を向上させることから、これまで企業規模が小さいため取引の成約が難しいとされていた中小企業が同市場に参入しやすくなり、電子商取引の活性化を促すことが考えられます。

(2) 電子署名による本人確認

インターネット上の取引は、相手の顔が見えず筆跡も残らないため、「なりすまし」等の詐欺行為を防止する必要があります。その有効な手段として電子署名(注2)による本人確認の仕組みがあります。電子手形サービスにおいては、信金中央金庫が「電子認証局」を運営し、電子手形取引時に付した電子署名が本人のものであることを証明します。電子手形の支払、受取、譲渡、割引等の取引における「電子署名」を行うことで、各取引における安全性の向上を図っています。

なお、信金中央金庫が運営する認証局は、電子署名法(注3)に定められた厳格な運用基準に適合する「特定認証業務」の認定(総務省、法務省、経済産業省)を取得した邦銀唯一の認証局です。

(注2) 電子署名とは、手書きの署名や押印を電子的に代用し、利用者の取引(契約)の意思を明確にするための仕組みで、「電子認証局」(電子証明書を発行する機関)が利用者の「電子署名」が本人のものであることを電子認証により、証明するものです。

③決済

電子手形の決済については、利用企業の預金口座を通じて入出金を行ないます。具体的には、①支払期日に支払企業の預金口座から支払金額を自動引落しされ、②支払期日の翌営業日に、受取企業の預金口座に振込まれます。

●今後の展開

電子手形サービスは、静岡県の浜松信用金庫およびしずおか信用金庫とともに平成十五年十一月二十八日から取扱を開始しました。今後、静岡県内の信用金庫を中心に推進を行なうとともに、銀行等の他業態の金融機関との提携を含め、全国レベルで電子手形サービスの普及を図ることとしていきます。

なお、平成十七年に世界最先端のIT国家となることを目指して、政府が本年度策定した「e-Japan戦略II」では、民間が先導的に取り組む分野のうち、中小企業金融に係る具体的な施策として、本サービスが採用されています。

二月下旬頃、農林漁業金融公庫(東京・大手町)において信金中央金庫による電子手形に関する実演説明会を開催いたします。パソコンでのデモンストラーションによる説明であり、より具体的なイメージをつかんでいただくことができると思っています。説明会への参加をご希望の方は、農林漁業金融公庫企画室 03-3270-1147(担当:長谷川)までご連絡ください。